

団体割引
5%適用

職調協の 「医療保険」のご案内

(1年契約用)

保険期間 平成 28 年 10 月 1 日 午後 4 時から 1 年間
ご提出締切日 平成 28 年 8 月 31 日 (水)

特 徴

病気やケガの入院・手術を保障します。

- 入院は最高 120 日までのロング保障！
- 万一、被保険者がお亡くなりになったとき、ご親族が負担された葬祭費用をお支払いします。
- 加入手続きはカンタン！（医師の診査は不要！告知のみでOK！）

※被保険者（保険の保障を受けられる方）の健康状態の告知が必要となります。告知結果によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。

保険料 10,000円/年額

15 歳～69 歳までの方が加入できます。
保険料は性別・年齢問わず一律



今回ご案内する医療保険は

公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「職調協」という。）を保険契約者、また職調協加盟の調理師(士)会（以下「団体」という。）の職員および団体に所属の調理師(士)のみなさまを被保険者（保険の保障を受けられる方）とする団体契約です。（職調協加盟の団体の職員および団体に所属の調理師(士)のみなさま以外はこの制度に加入することができません。）

職調協は、職調協加盟の団体の職員および団体に所属の調理師(士)のみなさまに本制度をご案内し、ご加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社との間で保険契約を締結いたします。

職調協を脱退される場合は、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。

年間 10,000 円の保険料で
病気やケガの入院・手術を保障します。
さらに、万が一の葬祭費用つき！

職調協の 「医療保険」

お支払いする保険金の種類

詳細は『医療保険 保険金のお支払いについて』をご参照ください。

- 疾病入院保険金** …… 病気で入院されたとき、入院 1 日目からお支払いします。(1 入院の支払限度期間は 120 日)
- 疾病手術保険金** …… 病気で手術を受けられたとき、手術の種類に応じてお支払いします。
- 傷害入院保険金** …… ケガで入院されたとき、入院 1 日目からお支払いします。(1 入院の支払限度期間は 120 日)
- 傷害手術保険金** …… ケガで手術を受けられたとき、手術の種類に応じてお支払いします。
- 葬祭費用保険金** …… 病気またはケガにより死亡され、ご親族が負担された葬祭費用をお支払いします。

保険金額 この保険はご加入時の年齢により保険金額が変更になります。

ご加入時年齢	加入コード	疾病入院	疾病手術	傷害入院	傷害手術	葬祭費用
		保険金日額	保険金額	保険金日額	保険金額	保険金額
15 歳～19 歳	A1	4,400 円	疾病入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率 (10 倍・20 倍・40 倍)	4,130 円	傷害入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率 (10 倍・20 倍・40 倍)	75 万円
20 歳～24 歳	B1	3,900 円		3,170 円		70 万円
25 歳～29 歳	C1	3,500 円		3,080 円		70 万円
30 歳～34 歳	D1	3,250 円		2,670 円		65 万円
35 歳～39 歳	E1	2,900 円		2,510 円		55 万円
40 歳～44 歳	F1	2,500 円		2,190 円		50 万円
45 歳～49 歳	G1	2,100 円		1,860 円		40 万円
50 歳～54 歳	H1	1,850 円		1,430 円		25 万円
55 歳～59 歳	I1	1,500 円		1,230 円		15 万円
60 歳～64 歳	J1	1,200 円		1,120 円		10 万円
65 歳～69 歳	K1	1,000 円		1,000 円		5 万円

(注) 団体契約はご加入される人数により該当の団体割引が適用されます。

この団体契約は、前年度契約の被保険者（保険の保障を受けられる方）数により、団体割引を決定しています。
今年度契約の被保険者数が 20 名に達しなかった場合、翌年度の保険金額が変更となります。

年間保険料

10 月 1 日保険始期

10,000 円 (一時払)

ご加入の際、ご加入後のご注意

■補償の重複について

「葬祭費用補償特約」と同様の保険契約(異なる保険種類の特約や共済等を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。ご加入に際しては、補償内容の差異や保険金額、ご加入の可否をご確認ください。

■加入資格

職調協加盟の団体の職員および団体に所属の調理師(士)のうち、加入日(効力発生日)現在、満15歳以上満69歳までの方とします。

■告知義務

(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している保険金の支払事由について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では団体契約専用加入依頼書(SA209410)に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

■保険期間

平成28年10月1日から平成29年10月1日までの1年間とします。

■継続契約について

継続契約の保険期間の開始日において被保険者の年齢が満70歳以上になったときは継続ができません。

■保険料の払込

保険料の払込は、パンフレット記載の年間保険料を所定の方法により払込ください。

■保険金受取人の指定について

この保険では、保険金受取人を指定することはできません。(保険金等は加入者証記載の被保険者にお支払いします。)
また、葬祭費用保険金は、被保険者のご親族のうち葬祭費用を負担された方にお支払いします。

■脱退の届出

脱退するときは、所属している団体へ届け出てください。

■保険金の請求

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。
24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077(無料)

■生命保険料控除

この保険契約の保険料のうち、所定の額については、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります(平成28年5月現在)。なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

■ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく事項

ご加入後に次のようなことが生じた場合は、取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。

・加入者が加入者証記載の住所を変更したとき

■保険契約の無効

ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

■クーリングオフについて

この団体契約につきましては、加入のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

■保険金について

生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なく保険金をお支払いします。

■代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。～

この保険では、被保険者(保険の保障を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

■ご契約内容についてご確認いただきたい事項

・お申込される医療保険がご希望に合致した内容になっていること。

・加入依頼書の内容が正しく記載されていること。

お申し込み方法

加入申込 : “加入依頼書”に必要事項を記入捺印し、所属している団体へご提出ください。

記入方法は同封の記載例を参照ください。

保険料の支払い : 所属している団体へお支払いください。

保険期間 平成28年10月1日 午後4時より1年間

ご提出締切日 平成28年8月31日(水)

ご不明な点は、下記までご連絡ください。

一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)

TEL:03-3264-1511 業務部

医療保険 保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払い額
疾病入院保険金※1	被保険者(保険の保障を受けられる方)が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (入院の支払限度期間は120日)
疾病手術保険金※2	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また手術の種類によっては回数制限があります。	疾病入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍・20倍・40倍)
傷害入院保険金※3	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という。)によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (入院の支払限度期間は120日)
傷害手術保険金※2	被保険者が事故によるケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また手術の種類によっては回数制限があります。	傷害入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍・20倍・40倍)
葬祭費用保険金	被保険者が病気またはケガにより死亡された場合において、被保険者のご親族が葬祭費用を負担されたとき	負担した葬祭費用の額(葬祭費用保険金額を限度とします。)

- ※1 1回の入院について、最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過した後の疾病入院に対しては、保険金をお支払いできません。
 ※2 お支払いの対象とならない手術の例…傷の縫合、創傷処理、デブリードマン、扁桃腺・アデノイドの手術、鼻茸の手術、インプラント、皮膚皮下良性腫瘍・腫瘤の摘出・切除、良性乳腺腫瘍の摘出・切除、25cm未満の植皮術、人工妊娠中絶術、抜釘術、美容整形手術など
 (注)筋・腱・靭帯に及ぶ場合はお支払いの対象となることがあります。
 ※3 1回の入院について、最初の傷害入院を開始した日からその日を含めて傷害入院保険金支払限度期間を経過した後の傷害入院に対しては、保険金をお支払いできません。

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目をすべて満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外からの作用によるもの

保険金をお支払いできない主な場合

1.以下の事由による身体障害を被った場合

- ①被保険者(保険の保障を受けられる方)の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ④戦争、外国の武力行使、革命その他これらに類似の事象または暴動
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの など
- ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

2.以下のケガによる身体障害を被った場合

- ①運転資格を持たず、または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガまたはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ③刑の執行によるケガ
- ④精神障害を原因とする事故 など

3.アルコール依存および薬物依存による入院

※ただし、1.④⑤⑥、2.②に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めるときは、引受保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112 (無料)

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

保険金の支払事由に該当したら・・・

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 (無料)

このご案内は医療保険(1年契約用)の概要を説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳しい内容をまとめた約款冊子(ご契約のしおり・普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、ご希望の場合は取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。

[取扱代理店]

一般財団法人全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL:03-3264-1511

http://www.zenkyosai.or.jp

[引受保険会社]

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL:03-3504-2956

営業時間:9:00～16:45

http://www.kyoekasai.co.jp